

質疑・回答書

告示番号		件 名	庄内公園外施設再整備工事
No	質疑事項	回 答	
1	第32号代価表複合遊具プレイポートワンダーはカタログ製品単体なので、積算基準書の記載によると、桁等購入費の対象外となる製品だと思われませんが、なぜ対象製品だと考えているのか、根拠をお示してください。	複合遊具は大型遊具として「桁等購入費」に該当するものと判断しています。	
2	現場説明事項3で人工芝デビロン#118の価格が記載されておりますが、建設物価に掲載の金額と乖離しております。積算基準では見積書の価格を採用する場合は異常値を除いた価格の平均価格とするとなっておりますが、この金額を採用された根拠をお示してください。	3社見積りにより、金額を決定しています。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp